

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成29年3月7日

一般財団法人奈良県ビジターズビューロー
理事長 荒井正吾

1 業務の概要

(1) 委託業務名

奈良県観光インフォメーションセンター運營業務

(2) 委託業務の目的

本県を訪れる外国人観光客数が大幅に増加する中、観光客の多様なニーズに応えるため、多言語（英語）による観光案内スタッフが外国人観光客向けに奈良県内の広域観光案内を行う。

(3) 委託業務の内容

- ①観光案内スタッフ配置・労務管理
- ②観光案内
- ③観光情報の収集・蓄積・発信
- ④観光パンフレット等の設置
- ⑤設置機器、備品等の管理
- ⑥案内状況に関する記録・報告
- ⑦施設管理
- ⑧運營業務の引き継ぎ

(4) 委託料上限額

6,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 委託業務の仕様等

4の(2)により配付する「奈良県観光インフォメーションセンター運營業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）」及び「奈良県観光インフォメーションセンター運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に示すところによる。

(6) 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

2 参加資格

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同企業体

(1) 単体の場合

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 平成29年3月7日（火）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ④ 平成29年3月7日（火）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

- ⑦ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫ 本件業務と同種又は類似の業務を実施した実績を有する者であること。

（2）複数の事業者等により構成される共同企業体の場合

構成員すべてが、上記①～⑪に掲げる要件をすべて満たしているものとする。ただし、⑫については構成員のいずれかが要件を満たしていればよいものとする。

なお、複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

ア) 必ず共同企業体の代表者を決め、全構成事業者等についても代表者名等を記載し、それぞれ代表印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。また、「特定委託業務共同企業体協定書（分担履行型）」（参考様式1）を下記4（1）の担当部局へ参加申込書とともに提出すること。

イ) 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

ウ) 代表者及び構成員を変更することはできない。

3 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8213 奈良市登大路町 38-1 奈良県中小企業会館 2階

一般財団法人奈良県ビジターズビューロー

電話番号 0742-23-8288

ファクシミリ 0742-23-8289

電子メールアドレス info-ntf@nara-kankou.or.jp

- (2) 募集要項及び仕様書の配布

平成29年3月7日（火）から3月16日（木）午後5時までの間に、4の（1）に示す場所または一般財団法人奈良県ビジターズビューローホームページから入手するものとする。

- (3) 参加申込書の提出
4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。
- (4) 企画提案書等の提出
4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。
- (5) 質問の受付
4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

- (1) 本受託者募集参加に係る経費
企画提案に係る一切の経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提案書類の返却
提出された提案書等は返却しない。
- (3) その他、詳細は4の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。